

## 令和3年度1月 第10回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年1月28日(金) 午前10時00分 ~ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	欠席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
農政事業監	伊藤 晃一	書 記	深見 訓英
事務局長	大堀 俊和		片岡 篤志
主 幹	今枝 勲男		吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第39号 農業経営基盤の強化の促進法に関する基本的な構想について
日程第7	報告第37号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	報告第38号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
	報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 長

( あいさつ )

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は8人です。推進委員の宮地浩司委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和3年度1月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

11番 横井幸一 委員及び、12番 鈴木良法 委員を指名します。

議 長

日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長

日程第3 議案第36号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

( 説 明 )

議案第36号1番につきまして説明いたします。

参考資料は1～2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町沖之島深坪地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は3～4ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は二ツ寺揚山地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は5～8ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は方領上川端地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は9～12ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は方領上川端地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、1月25日に近藤吉美委員と足立委員と事務局にて現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 議案第36号につきまして、近藤吉美委員と足立委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤吉美委員から現地の状況について、報告願います。

近藤吉美委員 議案36号につきまして、足立委員と現場を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び近藤吉美委員から説明・報告がありました、議案第36号について、何かご質問等はございますか。  
ご質問もないようですので採決に移ります。  
議案第36号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。  
挙手全員です。  
よって、議案第36号は承認されました。

議長 日程第4 議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 説 明 )

議案第37号1番につきまして説明いたします。

議案は3ページ、参考資料は13～15ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島地内の畑で、一般個人住宅への転用となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、1月24日に海部農林水産事務所と、1月27日には近藤吉美委員と足立委員とで現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 議案第37号につきまして、近藤吉美委員と足立委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤吉美委員から現地の状況について、報告願います。

近藤吉美委員 議案37号につきまして、足立委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び近藤吉美委員から説明・報告がありました、議案第37号について、何かご質問等はございますか。  
ご質問もないようですので採決に移ります。  
議案第37号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。  
挙手全員です。  
よって、議案第37号は承認されました。

議長 日程第5 議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 説明 )  
議案第38号1番につきまして説明いたします。  
参考資料は16ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は乙之子元柳地内の畑で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人はあま市小橋方地内で映像制作・配信業を営んでいます。

受注業務の増加に伴い、従業員を増加し業務に対応していますが、事務所を兼ねた自宅には駐車場が一台分しかなく、従業員・来客用の駐車場が不足していますので、従業員・来客用の駐車場を設置するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は19～21ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は森山八反田地内の畑で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は自宅兼事務所である申請地北側の建物及び敷地で電気工事業を営んでおります。

本来車を駐車する場所に資材を置き、車の積み込みや駐車を空いたスペースで行っているため非効率ですので、申請地を含めた一体で使用するにより、効率化を図るための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は22～24ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下之森一丁田地内の田で流通業務施設への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は現在名古屋市中川区地内に本社を置き、申請地近隣であるあま市七宝町下之森八ノ坪地内に営業所を構え、一般貨物運搬業を営んでいます。

こちらの申請につきましては、先月の議案として挙げ、可決いただいた案件となりますが、申請者の都合により申請内容が一部変更となったため、1月14日に取下願いが提出され、変更した内容で改めて申請が

ありました。

前回の申請では、事務所、倉庫、事業用車両駐車場でしたが、事務所・倉庫がなくなり、事業用駐車場のみの申請内容に変更されました。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は25～27ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は中橋廻間地内の田で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

5番につきまして説明いたします。

参考資料は28～30ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は富塚布内地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は申請地北側で精密機械部品製造の向上を営んでいます。

現在、従業員は遠方の駐車場を借りて駐車している状況であり、不便であるため敷地隣接地に新たな従業員用駐車場を設置する申請となっております。

申請は譲渡人毎に提出されておりますので、議案番号は2つに分かれておりますが、一体で利用するため、議案説明は一括で行いました。

一般基準も満たしており、立地基準においては、駅から500m以内の農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、1月24日に海部農林水産事務所と、1月27日には近藤吉美委員と足立委員とで現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長

議案第38号につきまして、近藤吉美委員と足立委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤吉美委員から現地の状況について、報告願ひます。

近藤吉美委員

議案38号につきまして、足立委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議 長

只今、事務局及び近藤吉美委員から説明・報告がありました、議案第38号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第38号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第38号は承認されました。

議 長

日程第6 議案第39号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

( 説 明 )

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、農業経営の基本的指標や農用地の利用集積の目標等を定め、それを達成するための各種事業の推進方針等を定めているものです。

都道府県が基本方針を策定すると、これを指針として市町村は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を策定し、これに基づいて認定農業者・認定新規就農者制度を運用します。

基本方針は、基盤強化法施行令第1条において概ね5年ごとに策定すると規定されており、愛知県の令和3年4月1日改定に合わせてあま市においても今年度改定することとなりました。

総会において議案として審議することとなりましたので、宜しくお願ひ致します。

あま市の改定に際し、農業委員会の意見進達が必要となるため、今月の総会において議案として審議することとなりましたので、宜しくお願い致します。

議長 只今、事務局から説明がありました、議案第39号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第39号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。  
挙手全員です。

よって、議案第39号は承認されました。

議長 日程第7 報告第37号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第38号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第39号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を事務局から一括で報告願います。

事務局 ( 報 告 )

議長 只今、事務局から報告がありました、報告第37号から報告第39号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦勞様でした。

次回の農業委員会でございますが、2月25日(金)午前10時から  
の予定です。よろしく願いいたします。

最後にその他ということで、事務局から願います。

終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署名委員 横井 幸一

署名委員 鈴木 良法